

事 務 連 絡
令和 7 年 8 月 29 日

地方厚生局健康福祉部食品衛生課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

ブラジル向け輸出水産食品の一元的な輸出証明書発給システムによる
衛生証明書発行手続について

標記については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定（最終改正：令和 7 年 8 月 28 日））の別紙 BR-S1「ブラジル向け輸出水産食品（食品衛生）の取扱要綱」（以下「取扱要綱」という。）により、取扱要綱に定める衛生証明書発行申請書を変更し、新たに、ブラジル向け輸出二枚貝の場合には、原料二枚貝が採捕された EU 向け二枚貝の生産海域認定番号の記載欄を追加したところです。

つきましては、当面の間、ブラジル向け輸出二枚貝の輸出にあたり、一元的な輸出証明書発給システムを利用して衛生証明書の発行申請を行う場合には、当該申請画面の備考に原料二枚貝が採捕された EU 向け二枚貝の生産海域認定番号を記載するよう関係事業者等への周知方よろしくお願いします。